

## 平安時代における触穢観と犬

森野宗明

### はじめに

『枕草子』は、女流作品としては、古代中世を通じて、「いぬ」（犬・狗）という単語の使用頻度が群を抜いて高い作品である。三巻本系の本文に拠る田中重太郎校注の『日本古典全書 枕草子』で数えれば一五例、また、同じく田中重太郎の『枕草子全注釈』の〈評〉（一一〇八ページ）によれば、伝能因本の本文で一三例という数字になる。これは、『源氏物語』（『源氏物語大成』に拠る）の二例をはるかに凌ぐ。この抜群の頻度の高さは、平仮名文系作品全体からみても際立っている。『宇津保物語』は、『宇津保物語本文と索引 索引編』（宇津保物語研究会編）で機械的に拾うかぎりでは、「夏犬」を含めて三一例を数えるが、二八例までが人名、つまり仲忠・女一宮夫妻の姫、「犬宮」のことであり、動物の犬を指す一般名詞としては隠喩を含めて四例にとどまる。古代・中世においては、史書・記録の類や『今昔物語集』のような説話集の類に「犬」「狗」の例が大きく偏り、平仮名文系の作品は、和歌も含めて、「いぬ」の使用例がきわめて少ないのである。

さて、異常といえるほど使用頻度の高い『枕草子』であるが、その大半は、かの翁丸の段に集中する。『枕草子全注釈』によれば九例が、『日本古典全書 枕草子』によれば一一例が、この段に集中する。これはいうまでもなく、この段が翁丸と呼ばれる犬の逸話を話柄として構成されたものであり、他の、たとえば、「すさまじきもの 昼吠ゆる犬」の類の、例示の類とは異なって、犬そのものが主人公の資格を与えられているという、話柄そのものの特異性による。頻度の高さもさることながら、この、犬を主人公とした逸話を描いたという点にこ

そ、実は『枕草子』の独自性が認められる。この独自性あるいは特異性は、そのまま、この段における清少納言の翁丸に注ぐ眼指し、さらには翁丸の落涙という思いもかけない事態を目のあたりにした体験を踏まえての、犬に関する認識のありようそのものの独自性あるいは特異性に連なる。

他の段、たとえば、先引の「すさまじきもの」の場合などは、作者の名を仮りに紫式部に変えても、おそらくそのまま通用する体のものである。いわば、当時の貴族社会の女性たちの、一般的な、犬に対する観念の投影した文辞に他ならないからである。『源氏物語』の「浮舟」の巻における二例に目を向けてみよう。宇治の山荘をひそかに匂宮が訪れるが、警戒が嚴重で容易に近づくことができない。やや離れた場所に馬を止めて様子を見てみると、「さ」とびたるこゑしたるいぬども」が出て来て、「のしる」声が恐ろしく耳に響く。夜が更けるにつれて、「このものがめするいぬのこえたえず」、ついに匂宮は、浮舟との逢瀬を断念する（『源氏物語大成』一九二〇・一九二二ページ。濁点は筆者）。勇猛忠実な番犬は、飼主にとってはこの上なく頼もしいが、はげしく吠え立てられる側にとっては不快きわまりない。まして、忍ぶ怨路の邪魔する犬は、打ち殺してやりたいほど憎らしい。この箇所、忍びこむ機会を伺う匂宮の焦慮感、不快感そして不安感が、犬の吠え立てる声とそれに対する心理的反応を介して巧みに描写されている。「忍びて来る人見知りて吠ゆる犬」（伝能因本は、後に「：は打ちも殺しつべし」と続く）を「憎きもの」のなかに数え立てる『枕草子』の捉え方と通ずるものがある。

さて、翁丸の段の独自性あるいは特異性を捉えるためには、まず、他の諸文献をも見渡し、犬がどのように話柄にされているか、捉えられているかを、幅広く観察し、犬についての観念が一般にどのようなものであったのかを、しっかりと押えておくことが肝要である。さらに、この段では、これまた珍しく、猫と犬とが絡み合い、みごとといつてよいほど対照的に描かれている。犬について一般的な観念、つまり社会通念を押えるためには、併行して猫についてのそれをも吟味する作業が欠かせない。もう一つ、この段の、いわばクライマックスにあたる部分は、翁丸落涙の箇所である。犬の落涙がどのように受け留められたかを理解するためには、涙についての、これまた社会通念がどのようなものであったかの確認が必要である。

従来の注釈研究を振り返ってみると、以上の諸点の検討が皮相の域を越えていないように思われる。紀要の誌面を借りて順次以上の諸点の考察を進めてゆく予定であるが、まず小稿では、〈穢〉という観点から、犬に関する観念の一面に照明を当ててみたい。この観点からする犬の考察としては、主として近世におけるそれを対象とした塚本学の『生類をめぐる政治 元禄のフォークロア』（平凡社・一九八三年）の〈お犬様始末〉の章、また、中世におけるそれを対象とした黒田日出男の『姿としぐさの中世史』（平凡社・一九八六年）の〈「犬」と「鳥」〉の条があつて参考になる。古代（平安時代を含む）については、犬に焦点を絞つてはいないが、〈穢〉観念そのものを論じたものとして、大山喬平『日本中世農村史の研究』（岩波書店・一九七八年）の第三部の「二 キヨメの都市的構造」のへ1 ケガレの前身」およびへ2 甲乙丙丁の穢」、岡田重精『古代の齋忌』（国書刊行会・一九八二年）、波平恵美子『ケガレ』（東京堂出版・一九八五年）が参考になる。

なお、〈穢〉の観点から考察する以上、〈穢〉とは何ぞやについての論議をまず試みるのが筋道であるが、〈穢〉の原理をめぐつては、諸家の論議が活発であり、そうそう容易に手を出せる領域ではない。民俗学の分野に限つても、たとえば、「現代思想」の一九八三年一〇月号の桜井徳太郎・谷川健一・坪井洋文・宮田登・波平恵美子による「徹底討議へハレ・ケ・ケガレ」（二四二ページ〜三四八ページ）に看取れるように、一筋縄ではいかないテーマである。小稿は、〈穢〉論そのものをテーマとして据えるものではなく、あくまでも、古代、特に所謂平安時代における、犬についての観念を捉える一つの手だてとして、〈穢〉との関わりに着目するものであるから、さしあたって深入りは避けて、〈穢〉の定義としては、社会史の分野で評価を得、また筆者にとつても、もっとも無難と思われる横井清『中世民衆の生活文化』（東京大学出版会・一九七五年）の〈Ⅲ 差別と触穢思想〉、〈第八 中世の触穢思想―民衆史からみた―〉で示されている、「人間に対して感覺的に不快の念を与えるものとしてとくに忌避され、災害や死をもたらす何ものか（悪霊） 發揮する悪しき働き」（二六八ページ）が〈穢〉であり、そのようなものとして、死穢・弔喪・産穢・月経などがあつて、それに触れること、つまり〈触穢〉が極度に畏怖され、その悪しき支配から脱出するための営みとして〈禊祓〉が行われた、とする見解

に従っておく。犬に関わるものは、種々の〈穢〉のうちの死穢と産穢である。

一

天延二年（九七四）正月の除目で、藤原道綱は右馬助に任官した。道綱は、天禄元年（九七〇）八月に十六歳で元服し、同年十一月に従五位に叙されている。兄の道隆は、十五歳で叙爵し、昇殿を許されて殿上人の仲間入りをし、翌年には侍従そして左兵衛佐と順調に貴族としての出世街道を歩んだ。それに比べると、叙爵後五年めの任官は、かなりの遅れということになる。それだけにこの度の任官は、母親にとっては大きな喜びであったことと思われる。『かげろふ日記』、『かげろふ日記総索引』の本文に拠る）には「廿五日に、大夫（道綱。筆者注。以下同ジ）しも、なにがしなどにも（柿本奨『蜻蛉日記全注釈』ハ「精進などそそぎ」トスル）おこなひなどす。などぞすらんと思ふほどに、つかさめしのことあり。（兼家カラノ）めづらしき文にて、「右馬助になん」と告げたり。ここかしこに喜びものするに……」という文面は、さり気ないけれども、母親の今度の司召に寄せた期待の大きさ、兼家の尽力に対する思い、そして任官の朗報を受けた喜びが溢れている。

道綱の上司の右馬頭は、兼家の弟の遠度であった。遠度は同職の縁を利用して、道綱の妹分に当たる、作者の養女に心を寄せ求婚する。天延二年の記事は、この遠度の求婚に関わる話柄によって、ほぼ埋められる。そのような叙事の展開のなかに、ぼつりといった感じで次の記事が挿まれている。

助（道綱。無官ノ頃ハ位階ニ合セテ「大夫」トイウ呼称ガ用イラレテイタガ、今ハ、ソウ日当たりノ良イ官職デハナイニシテモ歴トシタ官僚。「助」トイウ呼称ニ要注意、司の使にとて、祭に物すべければ、そのことをのみ思ふに。人（遠度）はいそぎのはつるを待ちけり。御禊の日、犬の死にたるをみつて、いふかひなくてとまりぬ（天延二年四月の条）

四月には賀茂祭がある。いうまでもなく晴の盛儀であり、特に齋院の御禊には勅使以下多数が供奉して行列し、そのはなやかな行進は最大の見物となって洛中洛外から多くの人々が集まった。右馬寮からも勅使が立つ

が、その資格は五位以上のもので、一人であり、『宇津保物語』の「祭の使」の巻では、式部卿の宮の子息右馬頭が任命されている。助は令制では正六位相当の官であるが、道綱は従五位下に叙せられており、資格条件を満たしている。近衛府の勅使に比べれば、華麗という点で劣りこそすれ、晴れがましい役目であり、兼家、遠度あたりの働きがあったのかもしれない（なお、この『かげろふ日記』の祭の使に関しては、宮城栄昌「平安文学からみた『延喜式』の施行力」——古代学協会編『撰関時代史の研究』（吉川弘文館・一九六五年）所収——を参照のこと）。

道綱にとつては任官後初の大役である。本人は勿論、母親の力の入れようも大したものであったと推測される。その準備に忙殺され、さすがの遠度も、養女のことを口にするのを控えたのだった。それが、こともあろうに、肝腎な当日、「犬の死にたる」を見つけたばかりにすべてが無駄になってしまった。作者は筆を抑えて「いふかひなくとまりぬ」と記すのみだが、抑えた分、その胸中の悔しさが滲み出ている。

道綱は、『延喜式』に規定されている「凡触穢惡事<sub>一</sub> 応忌者、人死限<sub>三</sub> 卅日<sub>一</sub>」（自葬日、始許）、産七日、六畜死五日、産三日<sub>（鶏非忌）</sub>」（神祇式<sub>三</sub> 臨時祭）（増補『新訂国史大系』に拠る）の六畜死穢に触れたのである。「六畜」は、『小野宮年中行事』が『錦帯書』を引き、明法家の坂上明基（一一三八—一二一〇）撰『群書解題』に拠る）の『法曹至要抄』が『左伝』を引いて示しているように、馬・牛・羊・豕・犬・鶏を指し、すべて漢土における代表的な家畜・家禽である。日本では、当時はいうまでもなく羊は飼養しておらず、『九条年中行事』が「馬牛及犬死五日、産三日」（『雑穢事』の条。『新校羣書類従』所収の本文に拠る）と記すように、牛・馬・犬を念頭に置いてというのが普通であったようである。

もっとも、『法曹至要抄』には「説者云」として「鹿雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>入<sub>三</sub> 六畜<sub>一</sub> 准<sub>レ</sub> 猪而忌米」と記し、「家<sub>レ</sub>之」として「六畜鹿豨忌<sub>三</sub> 五日<sub>一</sub> 但鶏非<sub>三</sub> 忌限<sub>一</sub> 矣」（『雑穢事』五日穢事）と規定する（『新校羣書類従』所収の本文に拠る）。「猪」は、「豕」であるが、これに従えば、猪・鹿も死穢の対象とされることがあったらしい。六畜指定外で死穢の対象になるかならないか、時によって微妙にその判定が揺れた例としては、狐がある。『三代実録』貞観五

年十一月十四日の条には「狐死穢」の例が見えるが、『日本紀略』延喜五年三月十一日の条では「狐死、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>穢」(『新訂国史大系』所収の本文に拠る)とある。六畜外であるから式の規定からはずされているとの理由で、狐死を死穢としなかつた例は、『扶桑略記』にも記載がある。

鹿、狐の類は、周辺の境界的なものとしてその扱いに揺れが見られるが、こと、馬・牛・犬に関しては、死穢・産穢は、きわめて重視された。ことに神事に関わる際の触穢は嚴重を極めた。『延喜式』は、延喜五年(九〇五)編纂の詔命が下り、延長五年(九二七)奏進された。しかしその施行は、四十年経た康保四年(九六七)のことである。道綱が犬死穢に触れた天延二年のわずか十四年前である。しかも、その頃、さらに『新儀式』の制定があった。『新儀式』は、『江次第鈔』では天曆年間のものとするが、和田英松によれば、康和三年(九六三)以降に下るといふ(『群書解題』に拠る)。「又不知<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>穢物<sub>一</sub>、若<sub>二</sub>經<sub>二</sub>數日<sub>一</sub>、只以<sub>二</sub>初看<sub>一</sub>為<sub>二</sub>穢初日<sub>一</sub>」(或依<sub>二</sub>開<sub>二</sub>皇書<sub>一</sub>之<sub>二</sub>日<sub>一</sub>) (『新校羣書類從』所収の本文に拠る)のごときものが加わるのである。『北山抄』『法曹至要抄』にも同趣旨の記事を見る。そのような、法制強化が一段と推進される時流の最中に、犬死穢に触れる憂き目に会ったのは、まことに不運というほかはない。一匹の犬の死骸が、折角の晴れの初舞台の場を道綱から奪ってしまったのであった。この年の御禊は十六日、賀茂祭は十九日で終っている。五日間の嚴重な物忌をすませたときは、文字どおりの後の祭で、「いふかひなくてとまりぬ」という叙事には深い嘆息が籠められている。

## 二

さて、右の『かげろふ日記』の犬死穢の記事は、平安時代の平仮名文系作品のなかではきわめて珍しい。管見では、他に例を知らない。しかし目を史書・記録・年中行事書の類に転ずるならば、随処に犬死穢・犬産穢関係の記事を拾うことができる。

まず六国史関係の文献を取り上げる。六国史を通覧して興味深いのは、『三代実録』に至ってにわかにか犬死穢

・犬産穢の記事が目につくようになるという事実である。『三代実録』以前では、「日本紀略」の天長七年九月乙亥四日の条に「於<sub>二</sub>建礼門前<sub>一</sub>大祓、依<sub>二</sub>掖庭大死<sub>一</sub>也」(『新訂国史大系』所収の本文に拠る)が唯一の先蹤で、現存の『日本後紀』は淳和紀が欠落しているために確認不能であるが、これを淳和紀のそれとしても、六国史では、『三代実録』に至ってはじめて本格的に犬死穢・犬産穢の記載が行われるようになったとみることができ。なお、『日本紀略』には、醍醐朝以降においても、犬死穢・犬産穢の記事を数多く載せる。六畜死・産穢の記事としては、六国史に『日本紀略』を併用しつつ点検すると、牛・馬の例は僅少で、ほとんどが犬のそれによって占められる。圧倒的に犬の例が目につくのである。

これは、平安京が都市として根をおろし、人口増加に伴って犬の数も相当なものにのぼったであろうことによるところが大であろうが、聖域視されている場所であろうとなかろうと、いわば氣随氣儘に徘徊、出入する習性と関係する点も大きかろうと思われる。そうした徘徊的習性から、時には、思わぬ場所に出現して人人を周章狼狽させ、凶事の前兆かと危惧せしめる。たとえば、『日本後紀』の大同四年正月壬辰十五日の条に「有<sub>レ</sub>犬、登<sub>二</sub>大極殿西楼上<sub>一</sub>吠。鳥数百群翔其上」(『新訂国史大系』所収の本文に拠る)という記事がある。また、『三代実録』の仁和元年正月甲子八日の条に「犬<sub>二</sub>遺<sub>一</sub>尿於紫宸殿前版上。陰陽寮占曰。可<sub>レ</sub>慎<sub>二</sub>兵火<sub>一</sub>」という記事がある。この類の例は、皇城域内において、犬の徘徊的行動が、周囲に時ならぬ混乱・動揺を惹き起こすことが、ままあったのであろうことを推測させる。

『三代実録』における犬死穢・犬産穢の件数は、併せて三〇件ほど拾い上げられるが、次に、清浄を宗とする皇城内で犬の死・産穢による汚染が生じた場合、どのような支障が実際にもたらされたのか、具体的にみてみよう。

光孝紀の仁和二年九月に、典型的な事例がある。この年の九月五日、予定されていた齋内親王行禊の行事が停止になった。さる二日に中務省に犬死穢が生じ、「忌限」に満たぬためであった。延期された行禊は、七日に葛野河で行なわれ、九日に大神宮入りのため発遣という次第になったが、内親王が急に月事の汚れとなり、しかも

太政大臣（藤原基経）堀河辺第に「犬死」があつて、触穢の人がそのまま内裏に参入するという不祥事が出来した。もちろん、発遣の予定は停止となる。この触穢のために十一日に予定されていた奉伊勢大神宮例幣使の立出も中止された。例幣使の立出は十二日に変更となり、当日、天皇が大極殿に出御しようとしたところ、「晝所犬死」の知らせがあつた。太政大臣および諸公卿は対策を練る。晝所は、宮門左兵衛門陣の内にある。例幣使発遣の神事をそのまま行えば、「諸司有穢」という事態に陥る。そこで、禁中の浄潔を守るために衛門陣に立札して出入を禁止した。天皇は臨御を取り止め、中納言藤原山陰が、建春門前左衛門陣外で例幣使を召し、告文を授けて、発遣せしめた。しかも念には念を入れて、告文の用紙も太政大臣邸から取り寄せ「在外之内記」に書かせるという慎重ぶりであつた。

この度の斎宮伊勢発遣は、なおも犬死穢に祟られる。十七日にまた内裏に犬死が生ずる。生理になつた内親王は十九日に解除の行禊の予定だったが、この触穢で延期となる。神祇官、陰陽寮に吉日を占定させたところ、二十四日が吉日となつた。しかし、二十三日にはそれを改めて二十五日とするとの詔が出される。こうして二十五日、天皇は大極殿に臨御し、ようやく伊勢斎親王発遣の儀が取り行なわれたのだつた。

引き続きして生じた犬死穢に内親王の月事までが重なり、斎宮発遣をめぐる一連の重要儀式がそのために日程変更を余儀なくされる。犬死穢に振り回される貴族たちの困惑ぶりが目に浮かぶような事例である。

なお、もう一つ、犬産の例を挙げておこう。『百練抄』に、寛弘五年八月、中宮御在所塗籠内に犬の産があつたことが記されている。この出来事については、小野宮実資の『小右記』が詳しく記している。その寛弘五年八月十八日丙午の条に「近曾中宮御在所塗籠内犬産、亦為怪云々。先年余住二条第之間、寝屋内犬産、無異」（『大日本古記録』所収の略本に拠る）とある。寛弘五年八月といえば、中宮彰子は土御門第にいた。この「御在所」が土御門第を指すのであれば、当然、彰子は、三日の忌みに籠つたはずである。懐妊し、出産を間近に控えた身であるから、慎重に対処したはずである。しかし、この出来事に関しては、『紫式部日記』に触れるところがない。あるいは穢悪を記することを忌憚したのであるうか。内裏における御在所であれば、里帰り中の彰子は触穢



には関係がなくなり、『紫式部日記』に該当記事が見えないのも、格別に異とするには当らないことになる。流布本系の『江談抄』には、「上東門院御帳内犬出来事」を載せているが、この説話の発生源は、寛弘五年八月の中宮御在所における犬産にあるかと思われる。この説話では、彰子が一条天皇女御の頃、帳中に犬子が入ってきで大いに恐れた。大江匡衡がこれは皇子誕生の吉兆であり、皇子はきつと登極するであろうと道長を悦ばせた。はたせるかな、やがて懷妊して、後朱雀天皇を出産したというのである。寛弘五年九月十一日に誕生したのは後一条天皇であり、食い違ふところが大きいが、犬産の出来事は史実とみてよく、流伝変形して、このような説話が生まれたのであろう。

## 三

さて、犬の死・産穢を忌み嫌ったのは、なにも内裏という特別の空間のみではない。貴族の邸内でもことは同じである。関連記事は、貴族の記録類に数多く見出だすことができる。先に引いた『小右記』の寛弘八年三月二日から十二日にかけての記事は、犬の産穢に引き続いて死穢が重なり、長齋して周到に準備を進めていた御嶽（金峯山）詣を、藤原道長がついに断念するに至った経緯を伝えている。

三月一日、道長が長齋の間利用していた枇杷殿に犬産穢が生じた。勘解由長官藤原有国は、「長齋間少々穢時、解除参入更無咎」と進言した。卿相たちは、心中、道長に対する「追従詞」と思った。実資は、長齋間に触穢が生じた場合参入に支障なしなど聞いたことがないと批判する。ところが三日になって、犬死穢が生じたことが実資の耳に入る。生まれた子が死んだとも、母犬が喰い殺したとも噂された。予定どおり御嶽詣に出立すべきかどうか、周囲では意見が分かれる。七日の条には、「或云、左府当日可被参南山（〓御嶽）而依一日犬死穢被延引云々、亦説云、可被発遣使云々、説縦横」とある。結局、道長は御嶽詣を断念したらしい。八日には、代りに済信僧都が発遣されることになったとの情報を受ける。使が戻るまで道長は精進齋に務めるといふ。十二日に僧都は出立することに決まっていたが、腫物が重く南山行不能の由を申し出る。結局、今回の発遣は中止とな

り、道長は御嶽詣を断念した。

この間の事情は道長本人の言に耳を傾けるのが一番手取り早い。『御堂関白記』に該当記事がある。しかし、ごくあっさりしている。九日の条によれば、人人が「触穢近出来時、延期日參上、而件穢甚近、可延期日」(『大日本古記録』所収の本文による)と言ったのでそれに従い、仁和寺僧都(済信)を使として發遣することに決めたとある。犬の産・死穢に対しては権力者道長も、これを無視するわけにいかなかったのである。

死穢・産穢は忌怖すべきであるが、そのために公私にわたって行動を拘束されるのも何かと支障をきたす。人死・人産の場合とはかく、犬の死・産穢はなんとかうまく切り抜けたい。穢惡思想が強く浸透している貴族社会でも、——いや、考えようによっては、穢惡思想が強く浸透しているからこそ——そう考えたくなるのが人情であろう。そこで表沙汰にせず隠してしまおうということもあつたらしい。『後二条師通記』寛治六年五月二十二日の条に「犬産犬死穢事、望臨時隱申如常」(『大日本古記録』所収の本文に拠る)とあるのは意味深長である。さらに『小野宮年中行事』の雜穢事の条には、『陀羅尼集經第九』の「烏樞沙摩解穢法咒」なるものが紹介されている。「死尸、婦人産所、六畜産生……」の類の「種々穢」を見た際には、この法を行なつて解穢咒を誦すれば、即座に清淨を得るといふ(『新校羣書類從』所収の本文に拠る)。

番犬・狛犬として、犬は有益な動物ではあるが、しかし、それは、同時に何時穢惡の發生源となるかもしれない厄介な動物でもあつたのである。

#### 四

犬それ自体の死穢・産穢も厄介だが、それに加えて犬は、死体を喰ひ散らし、さらには抵抗する術のない乳幼児や病人をも襲う。そうした痛ましい出来事も、決して珍しいことではなかった。記録類にも記事があるし、『今昔物語集』など説話集にも、そうした出来事を伝える叙述がある。また、『餓鬼草紙』『北野天神縁起』等の絵巻物にも、しばしば凄惨な場面の描写がある。

むごたらしく喰い散らした肢体を、犬はくわえて持ち運ぶ。例の徘徊的行動が思わぬ場所に死者の肢体を運び込む。こうして犬は、自身が穢悪の発生源になるばかりでなく、穢悪の運び手、媒体としての役割をも果たす。これも、はなはだ厄介である。

先ほど『後二条師通記』を引いたが、「犬産犬死穢事、望臨時隱申如常」は、藤原宗忠の『中右記』によれば、「小児頭腰」を犬がくわえこんだために生じた内大臣師通家の触穢に端を発する事件に關する一連の記事のうちに見られるものである。『中右記』寛治六年五月十九日の条によれば、この日内大臣殿内に触穢が出来した。小児の頭腰が見つかったという。犬の所為で、胸片足ばかりであったともいう。ところがこの由を表沙汰にしなかつたため、左少弁藤原為房が参入し、そこから内裏さらに摂政師実邸に回った。その後で触穢の有ったところが披露されたが、触穢の生じた家にいた為房自身も、その穢悪に汚染され、内大臣家よりは軽い触穢の身となつてしまつた。しかも彼は内裏、師実邸へも出向いてるので、この両所もまた、触穢に關わることになつてしまつた。その処置をどうすべきかを詮議した結果、五体不具の故をもつて七日の忌籠りとする意見も出たが、先例を尋ねた結果、三十日の穢ときまつた。折も折、白河上皇、中宮賢子はともに精進の時であり、憚りが多い。よくよく慎しむべきよし、嚴重な命が下された(以上、『増補史料大成』所収の本文に拠る)。

類例は他にもある。自家で飼育している犬なら目も届ころが、他所から入り込んで来る犬はなかなか防ぎようがない。死体をくわえこむ犬は、思わぬ災をその家にもたらすことになる。

なお『後二条師通記』によれば、小児の死体を発見したにもかかわらず、適切な処置を怠つた家司たちは勘当処分を受けている。

## 五

不浄を極端に忌む寺社では、いわば穢れの体現者ともいふべき犬の、浄域への侵入防止にあの手この手を講じた。『群書解題』によれば正安元年(一二九九年)撰と目される『古老口実伝』は、渡会行忠の著作であり、

伊勢大神宮の、特に外宮に奉仕する祠官にとつての公私にわたる生活上の諸般の心得を記したものであるが、そのなかに「犬具参事禁之」「飼犬事不浄基、鬪諍種也。更無其要者哉」(『新校羣書類従』所収の本文による)という禁法が掲示されている。徹底的な犬の排除である。

大神宮関係の記録としては、清和天皇の頃内宮の禰宜を務めた徳雄神主家に古くから伝来する古記文を本としてその子孫がそれに自らの日記を書き継ぎながら伝承した『大神宮諸雜事記』も注目したいものの一つである。相伝の原本は承暦三年(一〇七九)に焼失し伝本のみが伝えられているが、内宮祠官家の古記録として貴重である。垂仁天皇の頃から奈良時代にかけての記録には、存疑の部分が尠くはないようであるが、平安時代以降の部分は参考になる。『新校羣書類従』所収の本文に拠って調べてみると、大神宮も、死穢・産穢に触れることが、ままあったらしい。穢悪の運び手としての犬も登場する。貞観十五年九月十六日のこと、外宮の一の鳥居のもとに犬がまだ新しい鬪體をくわえこんできた。しかし祭使はそのまま参宮し、齋官もいつもの例に従って供奉した。その後、十月十七日、清和天皇が発病した。大神宮に汚穢が有り、そのためであるという。糺尋の結果、かの鬪體の件が発覚した。禰宜以下、「中祓」の科の処分を受けた。

大神宮の汚穢は、ただちに天皇に災をもたらし、また天災地変を招くと信じられていた。犬の徹底的な排除も、こうした信仰と密接に結び付いている。

「犬防ぎ」という言葉がある。寺院の内陣と外陣とを仕切る柵のごとき物である。『枕草子』の「正月に寺に参りたるは」の段に例がある。内陣は寺内でも、もともと清浄保全を期すべき聖域である。はたして「犬防ぎ」がどこまで犬侵入を防止し得たかは定かではないが、犬によって穢悪が生ずることを極度に忌み嫌った寺院の姿勢が覗えて興味深い。

寺社とともに不浄をもっとも忌み嫌う場所に内裏がある。犬の死・産穢が恐れられ、触穢の制が施行されるのにもなつて、内裏では、「犬狩」「犬狎」「犬狎」が行なわれるようになった。その当日には殿上人以下が犬の駆除に当たるのであるが、このことについては稿を改めて取り上げたい。

死穢・産穢を忌み嫌う風は、平安時代に入って強まったという。大山喬平の『日本中世農村史の研究』（岩波書店・一九七八年）の「第三部 身分制」「X 中世の身分制と国家」「二 キヨメの都市的構造」によれば、古代律令国家はやくから死穢を国家管理のもとにおこうとしていた。それが平安遷都を契機とする新しい国家体制の創出過程において一段と強化されていった。貴族は、天皇とその居処たる皇都からの死穢の追放を強行しようとして手を打ち法律を制定施行した。貴族のケガレの観念の肥大化は仏教思想、陰陽道などと絡まってさらに進行する。特に「延喜式」において整備され、ケガレの国家による管理が確定した。十一世紀以降になると、ケガレの観念の肥大化は、第二段階に入る。

右の大山喬平の見解は、妥当である。死そして産をめぐる触穢の観念は、まず人間を対象として形成されたものであろう。やがて枠が拡がって、人間と密接な共生関係を持つ役畜である馬・牛・犬をも包み込む。軽重の差をもちながら、所謂六畜が触穢の対象として法定化されるに至ったのは、清和天皇の頃であろうか。『三代実録』に至って、にわかには犬死穢・犬産穢の記事が目立つようになるという事実は看過されてはなるまい。その法制がより整備された形でまとめられたのが、かの『延喜式』の規定であろう。『三代実録』の完成は延喜元年（九〇一）である。あるいは、触穢法定化の一層の整備推進の時流も影響して、ことさらに丹念に六畜による触穢を記載するという面もあったかと思われる。

『三代実録』のなかの、先に触れた仁和二年九月の記事の類は、特に注意を惹く。斎内親王が五日の行禊を中止したのは、二日に生じた犬死穢の「忌限」が満たないからであった。また、七日に堀河第に犬死穢が生じたが十二日には基経は参内している。斎内親王の場合とは逆に「忌限」が満ちたからであろう。この「忌限」は、おそらく五日であったと思われる。そうであるとすれば、当時すでに「六畜死五日」の触穢規定が存在し実施されていたと考えられる。六畜に関する触穢の法制は、現存する文献では、「延喜式」がすっきりしたものとして

は、もつとも古いが、死穢の忌限を五日とする規定は、それに先行して存在していたと考えられる。

それに関して注意を惹くのが、『年中行事御障子文』である。所功の『平安朝儀式書成立史の研究』（国書刊行会・一九八五年）によれば、『帝王編年記』が藤原基経が光孝天皇に奉進したと記す『年中行事障子』の原形は、仁和年間の成立とみてよろしかろうという。現存の『年中行事御障子文』は、原形成立から一世紀あまり経た長和年間か寛仁年間の頃に若干の行事が付け加えられたものという。『続群書類従』所収のものによると、九月末尾の個所に「雑穢事」として「六畜死忌五日 産三日」という一条がある。所功によれば、成立当初からあったかどうか不明というが、当初からあってもおかしくはない。極め手に欠ける憾みがあるが、『延喜式』に先行する規定とみれば、辻褄が合う。

いずれにしても、貴族たちは、死穢・産穢との関連から、犬との新たな関わり合いを持つことになった。平安時代における犬に対する観念のありようがどのようなものであったのかを考える場合、この事実は、重い意義を持つはずである。

平安時代の平仮名文系の作品を通覧すると、愛犬の法事のために高僧を講師として招いた人物の話（『大鏡』）もあるが、概して犬のイメージは、よろしくない。小稿で論じたようなことだけがマイナスのイメージを喚起する要因というわけではないが、触穢を忌んで犬を穢悪視する観念が与って大きく作用していることは、たしかである。